

検討委員会からのお知らせ

～ 浸潤麻酔の解釈の変更について ～

浸潤麻酔について解釈の変更がなされ、隣接する歯に対する浸潤麻酔（30 点）および麻酔薬剤料が1 歯単位で算定が可能となりました。以下、算定例と麻酔薬剤点数表をお示し致します。

ただし、120 点以上の処置・SC・SRP・歯冠形成（KP・PZ）での浸麻料および麻酔薬剤料の算定は不可（手術を伴う場合は麻酔薬剤料のみ算定可）となりますのでご注意ください。

<例1> 6 のう蝕処置に対して、オーラ注 1.8mL を 2 管用いて浸麻を行った場合

・ 浸麻料：30 点

・ 麻酔薬剤料：OA+オーラ注 1.8mL（2 管）=18 点

※OA+オーラ注 1.8mL（1 管）=10 点×2=20 点は誤りとなります

<例2> 4 5 のう蝕処置に対して、オーラ注 1.8mL を 2 管用いて浸麻を行った場合

・ 浸麻料：30 点×2

・ 麻酔薬剤料：OA+オーラ注 1.8mL（1 管）=10 点×2 歯=20 点

※浸麻料、麻酔薬剤料ともに1 歯単位で算定可

<例3> 5 6 のう蝕処置に対してオーラ注 1.8mL を 3 管用いて浸麻を行った場合

・ 浸麻料：30 点×2

・ 麻酔薬剤料 5 : OA+オーラ注 1.8mL（1 管）=10 点×1

6 : OA+オーラ注 1.8mL（2 管）=18 点×1

※3 管使用しても2 歯にしか用いないため10 点×3=30 点は誤りとなります

<例4> 8 の抜歯に対して、オーラ注 1.8mL を 1 管用いて伝麻を行い、併せてオーラ注 1.8mL を 2 管用いて浸麻を行った場合

・ 伝麻料 42 点

・ 伝麻の麻酔薬剤料 OA+オーラ注 1.8mL（1 管）=10 点×1

・ 浸麻の麻酔薬剤料 OA+オーラ注 1.8mL（2 管）=18 点×1

※手術の場合、浸麻の麻酔薬剤料も算定可

【表面麻酔薬を併用した場合の麻酔薬剤料】

(1 歯につき)

麻 酔 薬 剤	表 面 麻 酔	1 管	2 管	3 管	4 管
オーラ注歯科用 C t (1 mL・薬価 69.80 円)	OA (1 ~ 2 歯) 2.4 点	9	16	23	30
オーラ注歯科用 C t (1.8 mL・薬価 78.40 円)	OA (1 ~ 2 歯) 2.4 点	10	18	26	34
歯科用キシロカイン C t (1.8 mL・薬価 79.60 円)	OA (1 ~ 2 歯) 2.4 点	10	18	26	34
歯科用シタネストーオクタプレシン C t (1.8 mL・薬価 71.70 円)	OA (1 ~ 2 歯) 2.4 点	10	17	24	31
スキヤンドネスト C t (1.8 mL・薬価 139.20 円)	OA (1 ~ 2 歯) 2.4 点	16	30	44	58
リドカイン塩酸塩・アドレナリン 1.8 mL 注射液 (1.8 mL・薬価 66.50 円)	OA (1 ~ 2 歯) 2.4 点	9	16	22	29
キシレステシン A 注射液 (カートリッジ・薬価 79.60 円)	OA (1 ~ 2 歯) 2.4 点	10	18	26	34

- ・ P 画像活用指導料の算定には、それ以前に歯管、特疾管、歯在管、周管の算定が必要です。
- ・ P 画像活用指導料は、原則 P 検査と同日の算定ですが、異日であっても 1 回に限り P 検査の前後のどちらかで算定が可能です。月が変わる場合は、「前月 P 検査済」「次月 P 検査予定」等の摘要欄記載が必要です。
- ・ 医管の算定時には、原則対象となる処置、手術、修形、充形等の算定が必須となります。ただし、異日充填で充填材料料のみの場合、充形の算定が無くても医管の算定は可です。「1 歯 2 窩洞」等、形成が行われていることがわかる摘要欄記載が必要です。
- ・ P 検査 (20 歯以上) 200 点を算定し、その後同月に抜歯をし、P 病名が 19 歯となり返戻となる場合があります。紙レセプトで再提出される場合、摘要欄記載は必要ありません。傷病名欄の P の歯式に抜歯した部位を追加するだけで差し支えありません。
- ・ ファンギゾンシロップ、フロリードゲル経口用 2 % いずれも調剤料は外用薬 (8 点) ではなく内服薬 (11 点) での算定をお願いします。
- ・ P 重防の算定にあたっては必ず P 基本検査または P 精密検査が必須となります、P 混検のみでは算定できませんのでご注意下さい。
また P 重防算定以降は中 2 月のインターバルで再度の算定が可能ですが、P 重防期間中の SC や SRP、歯清、P 咬調、P 処、P 基処の算定は不可となります。